

## 年金受取型積立定期預金規定

年金受取型積立定期預金（以下、「この預金」という。）は、預金共通規定および次の規定により取扱います。

### 1. 預金契約の成立

当行は、預金者からこの預金に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

#### 1の2. 預金の預入れ等

(1) この預金の預入れは、1回あたり5,000円以上1,000万円未満（1円単位）とし、毎月口座振替の方法により預入れるものとします。

口座振替による預入れの場合の振替日、振替金額、振替指定口座等は、別に提出された預金口座振替依頼書の記載のとおりとします。

(2) この預金は、口座振替のほか現金、小切手その他の証券類により、当行本支店のどこの店舗でも1回あたり1円以上1,000万円未満（1円単位）で預入れることができます。

(3) この預金は、ATMでもお預入れできます。

なお、上記(2)、(3)の場合は、かならずこの通帳をお持ちください。

### 2. 預入期限、受取開始日、受取サイクル、受取日の指定

(1) 「分割受取型」を選択した場合この預金を最初に預入れるときは、預入期限、受取開始日、受取サイクル、受取日を指定して下さい。なお、受取開始日と受取サイクルにより決定される次の期日を「年金元金計算日」といいます。

① 受取サイクルが1か月の場合……受取開始日の1か月前応当日

② 受取サイクルが2か月の場合……受取開始日の2か月前応当日

(2) 「一括受取型」を選択した場合

この預金を最初に預入れるときは、預入期限、受取日を指定して下さい。

### 3. 預金の種類、期間、継続の方法、預金の支払等

(1) 「分割受取型」を選択した場合

この預金への預入れは、預入期限、受取開始日、受取サイクルに従って次のとおり取り扱います。

a 新規作成日から年金元金計算日までの期間については次のとおり取り扱います。

① 預入れ（後記②に規定する継続も含みます。）のつど、預入日から年金元金計算日までの期間に応じて、次の各定期預金とします。

イ 年金元金計算日までの期間が5年超の場合…預入日の5年後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）

ロ 年金元金計算日までの期間が5年以下の場合…年金元金年金受取型積立定期預金規定計算日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）

② 前記①のイの預金は、満期日にその元利金額および満期日に口座振替による預入れがある場合はこれを合算した金額をもって、前記①に規定する定期預金として継続するものとします。

b 年金元金計算日においては、次のとおり取り扱います。

① 年金元金計算日から最終受取日まで5年超の場合

イ 受取サイクルが1か月の場合

(イ) 前記(1)のaの定期預金の元利金をこの通帳に記載されている受取回数で除した金額(100円単位)を元金とする預金金額が各々同一の自由金利型定期預金(M型)(以下「再預入定期預金(満期受取口)」といいます。)を60口、および前記(1)のaの定期預金の元利金から前記60口の再預入定期預金(満期受取口)の合計金額を差し引いた残りの金額で自由金利型定期預金(M型)(以下「再預入定期預金(継続口)」といいます。)を1口作成し、この預金に預入れます。なお、再預入定期預金(満期受取口)の満期日は年金元金計算日から5年後の応当日の前日までに到来する預入日の1か月ごとの応当日とします。

(ロ) 再預入定期預金(満期受取口)は、それぞれの満期日に元利合計額をあらかじめご指定の受取指定口座へ入金する方法で支払います。

(ハ) 再預入定期預金(継続口)は、その満期日にその元利金を残りの受取回数で除した金額(100円単位)を前記(イ)の順序に従い取り扱います。ただし、残りの受取回数が60回以下の場合、預入期間の短い順序に従い再預入定期預金(満期受取口)を作成します。

ロ 受取サイクルが2か月の場合

(イ) 前記(1)のaの定期預金の元利金をこの通帳に記載されている受取回数で除した金額(100円単位)を元金とする預金金額が各々同一の自由金利型定期預金(M型)(以下「再預入定期預金(満期受取口)」といいます。)を30口、および前記(1)のaの定期預金の元利金から前記30口の再預入定期預金(満期受取口)の合計金額を差し引いた残りの金額で自由金利型定期預金(M型)(以下「再預入定期預金(継続口)」といいます。)を1口作成し、この預金に預入れます。なお、再預入定期預金(満期受取口)の満期日は年金元金計算日から5年後の応当日の前日までに到来する預入日の2か月ごとの応当日とします。

(ロ) 再預入定期預金(満期受取口)は、それぞれの満期日に元利合計額をあらかじめご指定の受取指定口座へ入金する方法で支払います。

(ハ) 再預入定期預金(継続口)は、その満期日にその元利金を残りの受取回数で除した金額(100円単位)を前記(イ)の順序に従い取り扱います。ただし、残りの受取回数が30回以下の場合、預入期間の短い順序に従い再預入定期預金(満期受取口)を作成します。

②年金元金計算日から最終受取日まで5年以下の場合

イ 受取サイクルが1か月の場合

(イ) 前記①のイの(ハ)に準じて預入期間の短い順序に従い再預入定期預金(満期受取口)を作成します。

(ロ) 再預入定期預金(満期受取口)は、それぞれの満期日に元利合計額をあらかじめご指定の受取指定口座へ入金する方法で支払います。

ロ 受取サイクルが2か月の場合

(イ) 前記①のロの(ハ)に準じて預入期間の短い順序に従い再預入定期預金(満期受取口)を作成します。

(ロ) 再預入定期預金(満期受取口)は、それぞれの満期日に元利合計額をあらかじめご指定の受取指定口座へ入金する方法で支払います。

(2) 「一括受取型」を選択した場合

a 新規作成日から受取日までの期間について次のとおり取り扱います。

① 預入れ(後記②に規定する継続も含みます。)のつど、預入日から受取日までの期間に応じて、次の各定期預金とします。

イ 受取日までの期間が5年超の場合…預入日の5年後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)

ロ 年金元金計算日までの期間が5年以下の場合…受取日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)

② 前記①のイの預金は、満期日にその元利金額および満期日に口座振替による預入れがある場合はこれを合算した金額をもって、前記①に規定する定期預金として継続するものとします。

b 受取日にあらかじめご指定の受取指定口座に一括入金する方法で支払います。

#### 4. 継続の中止

この預金に受入れた定期預金の継続を停止するときは、満期日(継続したときはその満期日)までにその旨を申出てください。

この申出があったときは、継続を停止した定期預金を満期日以降に支払います。

#### 5. 利息

(1) この預金の利息は、預入金額(継続したときは継続後の預金金額)ごとに、その預入日(継続したときは継続日)から満期日の前日までの期間に応じ、預入日(または継続日)現在における当行所定の利率によって計算し、満期日に元金とともに支払います。ただし利息の支払いは次によります。

① 預入期間1か月以上3年未満の場合

預入金額ごとにその預入日(継続したときは継続日)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)について預入日現在(継続したときは継続日)におけるそれぞれの金額、期間に応じた自由金利型定期預金(M型)の店頭表示利率により単利の方法で計算のうえ満期日に元金をお支払いします。

② 預入期間3年以上の場合

預入金額ごとにその預入日(継続したときは継続日)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)について預入日現在(継続したときはその継続日)におけるそれぞれの金額、期間に応じた自由金利型定期預金(M型)の店頭表示利率により6か月複利の方法で計算のうえ満期日に元金をお支払いします。

(2) 継続を停止した場合の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書換継続日の前日までの期間について解約日における普通預金の利率によって計算し、元金とともに支払います。

(3) 債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。

(3)の2 当行が預金者からの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合、その利息は、約定利率(小数点第4位以下、切捨て。)に基き次のとおり計算し、この預金とともにお支払いします。

なお、上乗せ利率が適用されている場合(2020年6月30日以前の預入分)は約定利率から上乗せ利率を除いた利率(小数点第4位以下、切捨て。)に基き計算します。

- ① 約定期間が1か月以上3年未満の場合
- |   |           |                |
|---|-----------|----------------|
| A | 6か月未満     | 解約日における普通預金の利率 |
| B | 6か月以上1年未満 | 約定利率×50%       |
| C | 1年以上3年未満  | 約定利率×70%       |
- ② 約定期間が3年以上4年未満の場合
- |   |             |                |
|---|-------------|----------------|
| A | 6か月未満       | 解約日における普通預金の利率 |
| B | 6か月以上1年未満   | 約定利率×40%       |
| C | 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50%       |
| D | 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60%       |
| E | 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70%       |
| F | 2年6か月以上4年未満 | 約定利率×90%       |
- ③ 約定期間が4年以上5年未満の場合
- |   |             |                |
|---|-------------|----------------|
| A | 6か月未満       | 解約日における普通預金の利率 |
| B | 6か月以上1年未満   | 約定利率×10%       |
| C | 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×20%       |
| D | 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×30%       |
| E | 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×40%       |
| F | 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×40%       |
| G | 3年以上5年未満    | 約定利率×70%       |
- ④ 約定期間が5年の場合
- |   |             |                |
|---|-------------|----------------|
| A | 6か月未満       | 解約日における普通預金の利率 |
| B | 6か月以上1年未満   | 約定利率×10%       |
| C | 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×20%       |
| D | 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×20%       |
| E | 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×30%       |
| F | 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×30%       |
| G | 3年以上4年未満    | 約定利率×50%       |
| H | 4年以上5年未満    | 約定利率×70%       |

注. ①から④までの期限前解約利率は、金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には変更することがあります。

また、期限前解約利率は解約日における普通預金の利率を下回らないものとします。

(4) この預金の付利単位は1円とします。

**6. この預金はマル優のお取り扱いはできません。**

**7. 保険事故発生時における預金者からの相殺**

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのものとして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
  - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
  - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
  - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の支払いは不要とします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

## 8. 規定の変更

この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ、その他の相当の方法で公表することにより変更することができるものとします。